

## 議会の海外視察への参加希望について

### 申出の趣旨

議員（女性）が、議会の海外視察 方面行き希望を出したにもかかわらず断り、他の希望者（ 党、全員男性）のみで行くことについて、男女不平等がその一因と考えられるので、是正を求めます。

### 検討結果等

議員の派遣は議会の権限とされています。議会は地方公共団体の議決機関として、その権能を適切に果たすために必要な限度で広範な自治自律の権能を有するので、その決定に裁量権の濫用や逸脱が認められない限りは、他の機関は関与できません。

申出内容を検討したところ、議員である申出者は男女不平等がその一因と考えられると説明されるものの、そのように考える理由に相当する具体的な事実の指摘はありませんでした。

そのため、当機関が調査することが適当でない認められるので、愛媛県男女共同参画推進条例施行規則第5条第1項に基づき調査しないこととしました。